

次期人事給与システムの構築に係る  
提案評価基準

令和6年6月7日

練馬区総務部職員課（人事戦略担当部）

— 目 次 —

1. 本書の目的
2. 評価機関
3. 評価方法
  - (1) 形式確認
  - (2) 一次審査
  - (3) 最終審査
4. 審査する項目
  - (1) 一次審査
  - (2) 最終審査
5. 採点方法

## 1 本書の目的

本要領は、「練馬区次期人事給与システムの構築に係る提案依頼」について、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを実施するために必要な事項と基準と定めたものである。

## 2 評価機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、練馬区次期人事給与システム構築事業者選定委員会（以下、選定委員会）が行う。

## 3 評価方法

### (1) 形式確認

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書および関連資料について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は原則失格として、その後の審査は行わない。

ア 提案書および関連資料が、提案募集要領および提案書等作成要領に定める書式や記載ルールを満たしていること。

### (2) 一次審査

ア 一次審査については、提案書の内容を審査する。評価項目は「4 審査する項目 (1)一次審査 審査番号 1 から 2」のとおり。

イ 一次審査の合計点が最高点の 7 割未満の場合は不合格とし、その後の審査は行わない。

ウ 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位 3 社程度を以降の審査対象とする。

### (3) 最終審査

- ア 応募事業者が実施するプレゼンテーションおよびデモ機による審査を受けて、提案内容を総合的に評価し、採点する。評価項目は「4 審査する項目(2)最終審査審査番号 1 から 6」のとおり。
- イ プレゼンテーションは 30 分、デモ機による審査を 20 分とし、質疑応答を 20 分とする（計 70 分）。
- ウ 一次審査、最終審査の採点結果により、応募事業者の順位付けを行う。合計点数がもっとも高い応募事業者を本件に係る契約の第一優先事業者として選定する。また、次に点数が高い応募事業者を次点事業者として選定する。

## 4 審査する項目

### (1) 一次審査

一次審査	審査番号	評価内容	評価項目
	1	システム要件定義書にもとづく評価	機能要件定義書通番 1番～245番
	2	導入実績一覧にもとづく評価	区導入予定システムの導入実績

### (2) 最終審査

最終審査	審査番号	評価内容	評価項目
	1	システムの操作性・見やすさ等	画面の見やすさ、操作性の良さ、分かりやすさ
	2	プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール管理</li> <li>・構築体制</li> <li>・運用・保守体制</li> <li>・品質管理</li> <li>・セキュリティ管理</li> <li>・職員研修</li> </ul>
	3	事業者の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の課題に対する認識と解決策</li> <li>・業務知識</li> <li>・区との関係構築</li> <li>・提案の拡張性</li> <li>・作業計画</li> </ul>
	4	プレゼンテーション	説明、質疑
	5	経営診断にもとづく評価	事業者の安定性・継続性
	6	費用見積	・費用見積書の全体経費（税込）の額をもとに価格点を採点

## 5 採点方法

- (1) 一次審査の審査番号 1 については、表 1 により項目ごとに採点し、表 2 により機能区分ごとに集計する。機能区分ごとに全項目の最高点に対する割合を求め、5 段階の評価（表 3 のとおり）を行う。

表 1（機能要件定義書の点数表）

回答内容	回答	必須	任意
パッケージの標準内容として実現可能	◎	3	2
代替案により実現可能	○	2	0
有償カスタマイズで対応	△	1	0
対応不可	×	-6	0

表 2（業務区分）

No.	機能区分
1	共通
2	人事
3	給与福利
4	臨時職員

表 3

評価内容
適合率が特に高い
適合率が高い
標準
適合率がやや低い
適合率が低い

- (2) 一次審査の審査番号 2 および最終審査の審査番号 1 から 5 について、5 段階評価を行い採点する。

評価内容
特に優れている
優れている
標準
やや劣っている
劣っている

- (3) 最終審査の審査番号 6 の見積金額について、見積金額をもとに【標準偏差方式】により、価格点の採点を行う。(最終審査の対象事業者のみで計算する。)

【計算方法】

a  $-10 \times (\text{見積金額} - \text{見積金額の平均値}) / \text{標準偏差} + 50 = \text{偏差値}$

b  $\text{価格点の満点} \times \text{偏差値} / 100 = \text{価格点}$

なお、本件の事業費総額の基準額（総事業費 3 億 800 万円、令和 7 年度経費 1 億 2100 万円）を超えた提案については、超えた額に応じ価格点を減点する。